

発表事項

- 1 公益代表役員選任の認可
- 2 令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計収入支出予算変更

3 令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更

- 4 大規模修繕計画
- 5 令和4年10月審査分の審査状況
- 6 令和4年11月審査分の特別審査委員会審査状況

令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び 資金計画変更

- ・「流行初期医療確保措置」に係るシステム改修準備

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等 【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市町村に協力を求めることとし、都道府県と市町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等 【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる枠組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保 【検疫法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。等
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等

流行初期医療確保措置について

1. 措置の目的・内容

- 「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自律性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う（※）。その上で、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額になるよう精算を実施（支援額の範囲内で補助金の額を返還）。

※ 病床確保（入院医療）を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

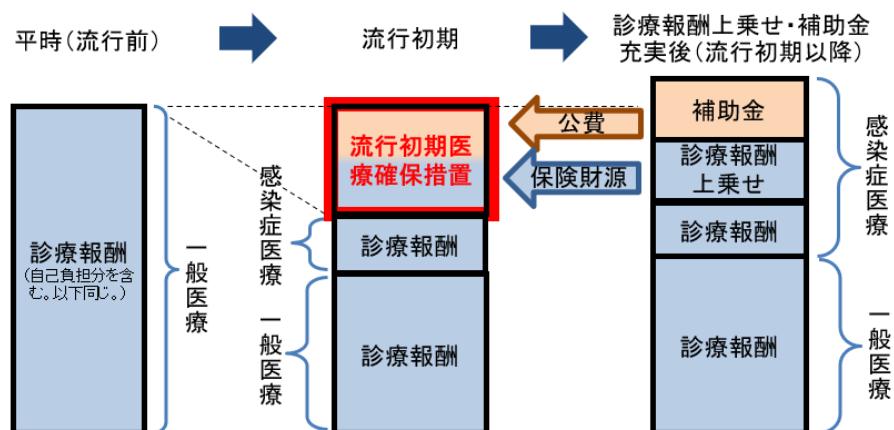
※ 自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる。（国民医療費：医療保険・後期高齢給付分80.5%、自己負担分12.3%、公費負担医療給付分7.3%）

2. 事業実施主体 都道府県

3. 費用負担

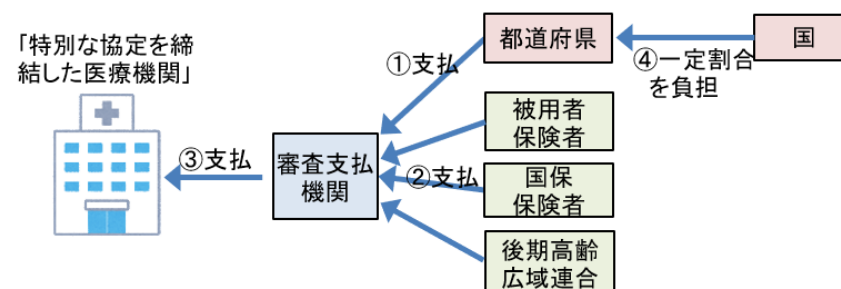
- 措置に関する費用は、公費と保険者で負担することとする。支援額の負担については、今回新型コロナウイルスへの対応を行った病院の収益構造を勘案し、公費（国、都道府県）と保険者（被用者保険、国保、後期高齢広域連合）の負担割合は1:1とする。
- 支援額の各保険者の負担は、対象医療機関に対する直近の診療報酬支払実績に応じて按分することとする。また、保険者からの拠出金については、保険者間の財政調整（前期高齢者財政調整、後期高齢者支援金）を実施し、協会けんぽ、国保、後期高齢広域連合からの拠出には、通常の医療給付と同様に公費負担を行う。

平時（流行前）、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後（流行初期以降）
における「特別な協定を締結した医療機関」の収入（イメージ）



流行初期医療確保措置の支払いスキーム（イメージ）

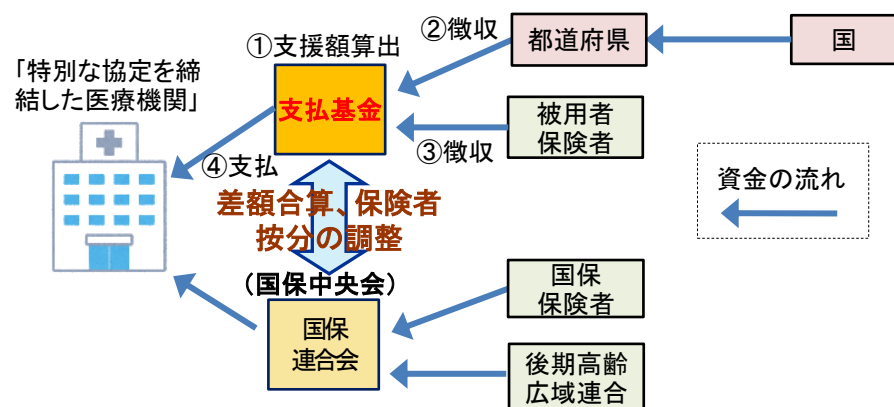
- ① 都道府県から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ② 各保険者から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ③ 審査支払機関から「特別な協定を締結した医療機関」に対し、支給対象月の2か月後に支払
- ④ 都道府県の支払い額の一定割合を国が負担



支払基金の業務内容

支払基金の業務内容 (流行初期医療確保措置に係る費用の支払までの流れ)

①支援額の算出	<ul style="list-style-type: none"> 流行前後の診療報酬（支払基金分）の差額を算出 流行前後の診療報酬（国保連合会分）の差額を合算し、医療機関に支払う支援額を算出 都道府県の負担額を算出 各被用者保険者の按分率を算出 按分率から各被用者保険者の負担額（拠出金）を算出
②都道府県からの徴収	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に医療機関への支援額の合計を通知 都道府県から負担額を徴収
③被用者保険者からの徴収	<ul style="list-style-type: none"> 各被用者保険者から負担額を徴収
④医療機関への支払	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関へ支援額（都道府県及び被用者保険者の負担分）を支払 <p>※ 国保保険者及び後期高齢者広域連合の負担分は、国保連合会から支払う</p>



【補助金との精算処理】

流行初期医療確保措置を行った後で、流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額（過払金）の精算処理を行うこととされている。

当該処理に係る支払基金の業務内容は以下のとおり。

- ①医療機関からの戻入額の算出及び請求
- ②都道府県、被用者保険者、国保・広域連合に返還する過払金の算出
- ③都道府県、被用者保険者への過払金の返還

令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更の概要

概要

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症に備えるため、感染症法等の一部改正法が成立し、令和4年12月9日に公布された。 * 施行：令和6年4月1日
- 同法において、感染症の特性が明らかでなく、財政支援も十分に整備されていない感染症流行の初期段階に、都道府県と特別な協定を締結した医療機関を支援するため、当該医療機関が感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、都道府県が実施主体となり、その差額を支払うこと等を定める「流行初期医療確保措置」が規定された。
- 支払基金は、同法に基づき、実際に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、保険者等から流行初期医療確保拠出金を徴収し、また、都道府県から委託を受けて、対象医療機関に対して減収分の差額を支払う等の流行初期医療確保措置の事業を行う必要があることから、令和5年度から6年度初めにかけてシステム改修を行うこととしており、令和4年度においては必要な要件定義を行うことから、令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画の変更を行う。

認可事業特別会計予算の変更

流行初期医療確保措置に係るシステム改修に必要な経費（要件定義の費用）については、国庫補助金が交付されることから、令和4事業年度認可事業特別会計特別保健福祉事業費勘定収入支出予算の「医療施設運営費等補助金」に係る補助金収入及び医療施設運営費等支出について、それぞれ1.0億円※を増額する。

※ 令和4年度第2次補正予算の「医療施設運営費等補助金：8.3億円」のうち、令和4年度に「1.0億円」、令和5年度に「7.3億円」を受け入れる。

令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更の概要

同 事業計画の変更の概要

特別保健福祉事業費勘定について

- 改修等経費は総額 13.1億円（流行初期医療確保措置に係るシステム改修 1.0億円を含む）を予定している。
- 事業に要する財源は、国庫からの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 0.2億円、高齢者医療運営円滑化等補助金 12.0億円及び医療施設運営費等補助金 1.0億円を予定している。

同 資金計画の変更の概要

「特別保健福祉事業費勘定」に係る資金計画の収入「医療施設運営費等補助金」及び支出「医療施設運営費等」について1.0億円の増額を予定している。

※資金計画とは、各年度の4月1日から3月31日までの資金の流れを示したもので、収入支出予算とは異なっている

主な業務内容

厚生労働省・国保中央会・支払基金の関係者による「流行初期医療確保措置に関するシステム・実務検討WG」における協議を踏まえ、システム改修に向けた要件定義を行う。

認可事業特別会計の区分

会計区分	勘定区分	内容
認可事業特別会計	特定健診等決済代行事業費勘定	特定健診等費用の決済代行
	被扶養者情報通知経由事業費勘定	被扶養者情報を広域連合に通知
	特別保健福祉事業費勘定	後期高齢者レセプトの特記事項変更に伴うシステム改修
		訪問看護レセプトの電子化に伴うシステム改修
		レセプトオンライン配信の促進に向けたシステム改修
流行初期医療確保措置に係るシステム改修		

認可事業特別会計 特別保健福祉事業費勘定予算変更

単位：百万円

令和4事業年度

1,216百万円

令和4事業年度
予算変更

1,315百万円

() 内数値は対予算変更前差

収入

高齢者医療制度円滑運営事業費補助金

後期高齢者レセプトの記載要領（特記事項）
変更に伴うシステム改修

17	+99	99
1,139	+99	1,139
60		60
0		0

医療施設運営費等補助金

流行初期医療確保措置に係るシステム改修経費等
99 (+99)

高齢者医療運営円滑化等補助金

- ・訪問看護レセプトの電子化に伴うシステム整備
- ・レセプトオンライン配信の促進に向けたシステム改修

雑収入

支出

高齢者医療制度円滑運営費

後期高齢者レセプトの記載要領（特記事項）
変更に伴うシステム改修

17	+97	97
1,139	+2	1,139
60		60
0		0

医療施設運営費

流行初期医療確保措置に係るシステム改修
97 (+97)

職員諸給与

2 (+2)

高齢者医療円滑化運営費

- ・訪問看護レセプトの電子化に伴うシステム整備
- ・レセプトオンライン配信の促進に向けたシステム改修

予備費

※ 端数整理（四捨五入）の関係から、合計等が不一致となる場合があります。

【参考】流行初期医療確保措置に係るシステム改修スケジュール

システム改修スケジュール

